

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成27年1月15日提出 |
| 【発行者名】 | 新光投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 後藤 修一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 上中 徹 |
| 【電話番号】 | 03-6860-6440 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 海外国債ファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成27年1月16日から平成28年1月15日まで) 3兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

海外国債ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。

す。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成27年 1月16日から平成28年 1月15日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属し、主として日本を除く世界主要先進国の公社債に実質的に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------------|-----------|--------------------------|
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (除く日本) | |
| | 年2回 | 日本 | ファミリーファンド |
| | 年4回 | 北米 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回(隔月) | 欧州 | |
| | 年12回(毎月) | アジア | |
| | 日々 | オセアニア | 為替ヘッジ |
| | その他() | 中南米 | |
| 不動産投信 | | アフリカ | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 公債)) | | 中近東(中東) | あり () |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | なし |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

| | |
|------------------------------|--|
| その他資産 (投資信託証券 (債券 公債)) | 親投資信託(投資信託証券)への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。 |
| 年12回 (毎月) | 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グローバル (除く日本) | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(除く日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリー ファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジなし ^(注) | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で日本を除く世界主要先進国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

1. 主として海外国債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6カ国が発行する国債と政府機関債（国債と同等の格付けを持つもの）を中心に分散投資を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）」をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

主要投資対象は、海外国債マザーファンドならびにシティ世界国債インデックスに含まれる国（日本を除く）に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品とします。

公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動するような場合、このような運用ができないことがあります。

外貨建資産については為替ヘッジを行いません。



日本を除く世界主要国（平成26年10月末、22ヵ国）の国債の総合投資利回りを、各市場の時価総額で加重平均して指数化したもので、Citigroup Index LLCが開発した指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

2. 主要先進6ヵ国の高格付債券へ分散投資することで、さまざまなリスクの分散・抑制に努めます。

特定の通貨や国に集中せず、分散して投資を行うことで、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」などの抑制を図ります。

主な投資制限

| | |
|-------------|--|
| 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |

分配方針

原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するもの

ではありません。

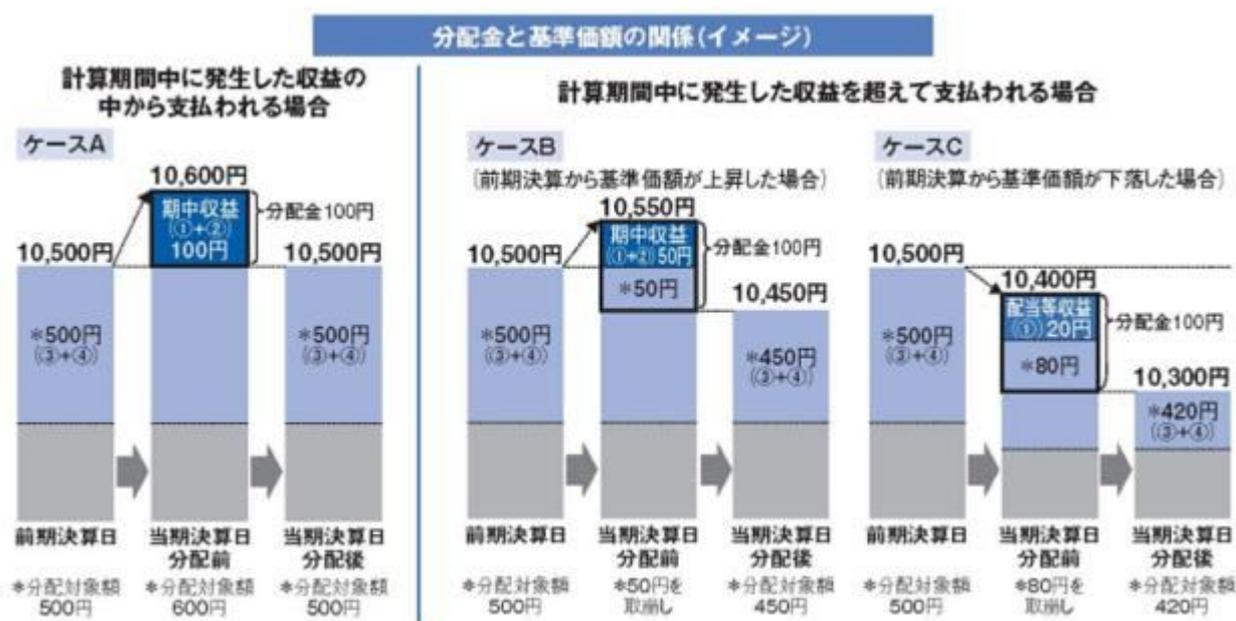
収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、有価証券売買益・評価益（経費控除後）、分配準備積立金、収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円＝ 100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 50円＝ 50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 200円＝ 100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

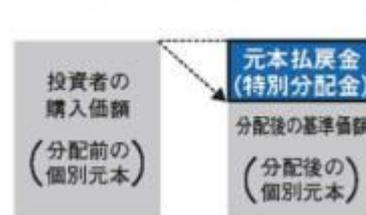
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができません。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月 5 日

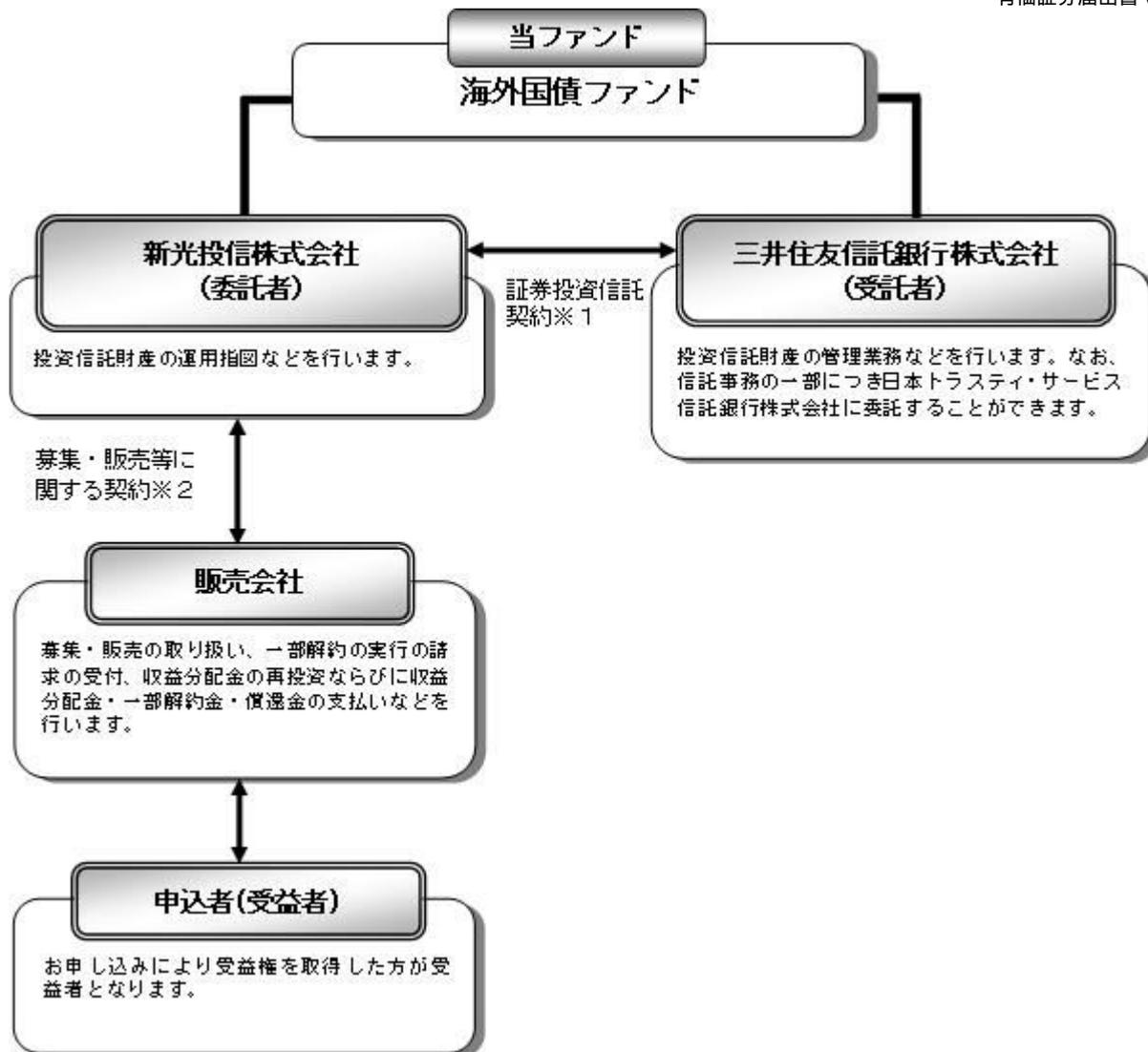
関東財務局長に対して有価証券届出書を提出

平成13年11月 5 日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成26年10月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

(ロ) 委託会社の沿革

| | |
|----------|-------------------------|
| 昭和36年6月 | 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得 |
| 昭和44年10月 | 新和光投信委託株式会社に社名変更 |
| 昭和61年11月 | 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可 |
| 平成8年8月 | 投資顧問業者の登録 |
| 平成8年12月 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |

平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(八)大株主の状況

(平成26年10月末現在)

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|------------------|------------|--------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 1,396,362株 | 76.58% |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町1-5-5 | 182,115 | 9.98 |
| 株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング | 東京都中央区日本橋1-17-10 | 137,200 | 7.52 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く、シティ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動するような場合、このような運用ができないことがあります。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

(ハ) 主な投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下としま

す。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

海外国債マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く、シティ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。

(イ) 超過収益獲得の観点から

- ・通貨アロケーション : 投資環境判断に基づいて、通貨圏毎にオーバーウエイトやアンダーウエイトを行うこと。
- ・イールドカーブ戦略 : 市場別のイールドカーブの形状予測に基づいて、ポートフォリオの構成を変化させること。
- ・セクターアロケーション : ある公社債と同等の格付けがありながら上乗せ金利のある他の公社債へ投資すること。アメリカを中心に、国債と格付けが同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

(ロ) リスク管理の観点から

- ・デュレーション調整 : ポートフォリオ全体のデュレーションを、ベンチマークのそれに近似させること。

外貨建資産については、ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款に定めるものに限り、）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された海外国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発

行信託の受益証券に表示されるべきもの

15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやか

に、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

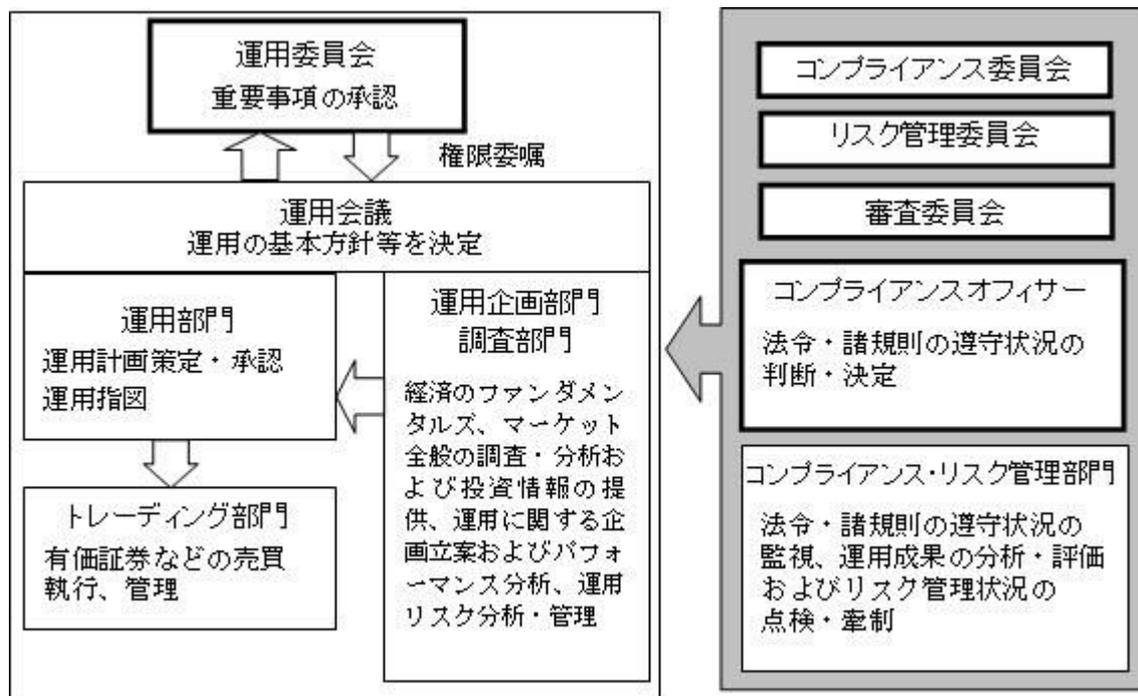
(ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催

される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

e．投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

h．私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

i．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信

託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

(ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

l. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

m. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a．為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額

が下落する可能性があります。

g．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

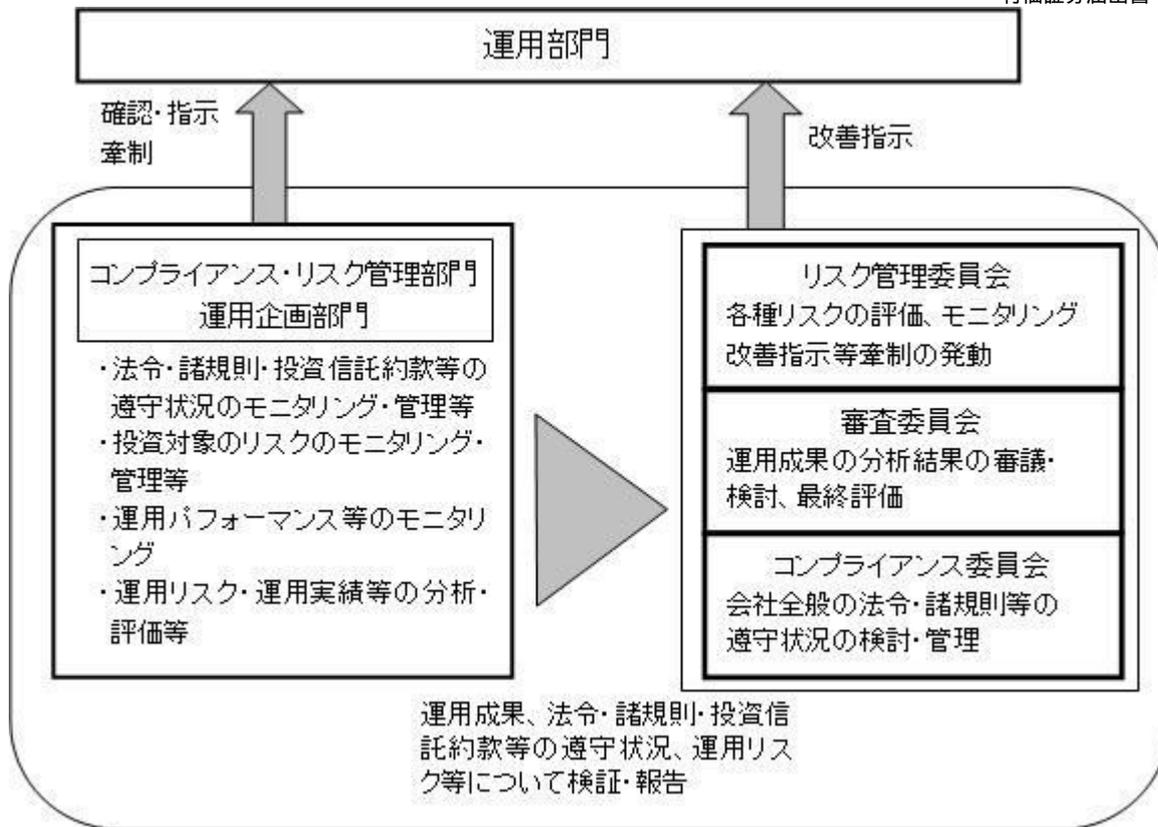
(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

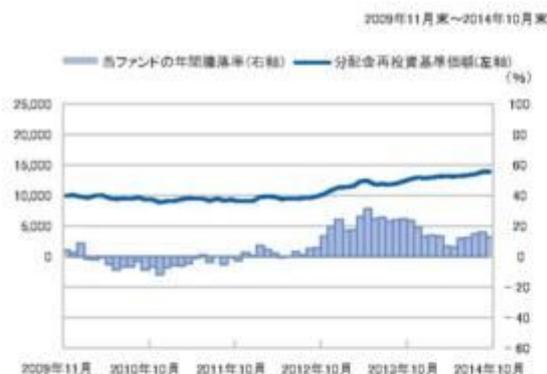


上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

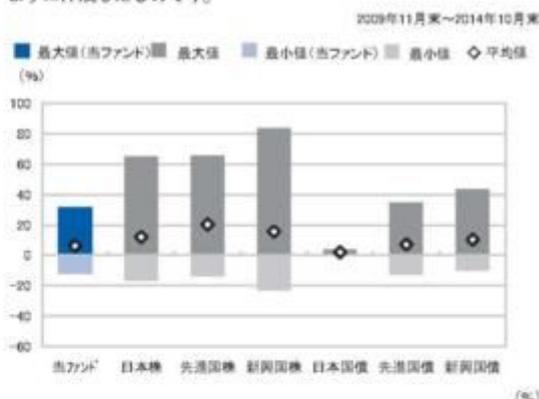


※分配金再投資基準価額は、2009年11月末の基準価額を10,000として指数化して表示します。
 ※年間騰落率は、2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当該ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



| 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| 最大値 | 31.5 | 65.0 | 65.7 | 83.9 | 4.1 | 34.9 |
| 最小値 | △11.8 | △17.0 | △13.6 | △22.8 | 0.4 | △12.7 |
| 平均値 | 6.4 | 12.1 | 20.3 | 15.7 | 2.3 | 7.1 |

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NCMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、当社の責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NCMURA-BPI国債

NCMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建て外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NCMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用されています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（3）【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分 >

| | | | | |
|------------------------------|----------------|-----------------------|----------------|--|
| 販売会社別 純資産額 ^(注) | 100億円未満 の場合 | 100億円以上300億円未満 の場合 | 300億円以上 の場合 | |
|------------------------------|----------------|-----------------------|----------------|--|

| | | | | |
|------|-----------------|---|-----------------|---|
| 委託者 | 年率0.30% (税抜) | 年率〔0.35 - 0.05×販売会社別 純資産額(百億円)〕%(税抜) | 年率0.20% (税抜) | 委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価 |
| 販売会社 | 年率0.60% (税抜) | 年率〔0.55 + 0.05×販売会社別 純資産額(百億円)〕%(税抜) | 年率0.70% (税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価 |
| 受託者 | 年率0.05%(税抜) | | | 運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価 |

(注) 販売会社別純資産額とは、ファンドの純資産総額における、販売会社ごとの取り扱いにかかる額をいいます。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
 - b. 投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
 - c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
 - d. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。
- 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用さ

れます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（八）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま
す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が
できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行う
ことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。
NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託な
どから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満
20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳
しくは、販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額
については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されま
す。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料およ
び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別
元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加
信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ご
とに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一
ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金
再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合
があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元
本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本と
なります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税につい
て」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いと
なる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の
区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個
別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金
の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を

下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

海外国債ファンド

(平成26年10月31日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 32,655,211,861 | 99.14 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 281,978,771 | 0.85 |
| 純資産総額 | | 32,937,190,632 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)海外国債マザーファンド

(平成26年10月31日現在)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 19,845,494,480 | 37.80 |
| | カナダ | 937,116,101 | 1.78 |
| | ドイツ | 10,391,117,672 | 19.79 |
| | イタリア | 6,485,336,520 | 12.35 |
| | フランス | 9,400,761,474 | 17.90 |
| | イギリス | 4,444,139,722 | 8.46 |
| | 小計 | 51,503,965,969 | 98.12 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 986,298,253 | 1.87 |
| 純資産総額 | | 52,490,264,222 | 100.00 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

海外国債ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成26年10月31日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|-------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | 海外国債マザーファンド | 14,971,213,947 | 2.1544 | 32,253,983,328 | 2.1812 | 32,655,211,861 | 99.14 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成26年10月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.14 |
| 合計 | 99.14 |

(参考) 海外国債マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成26年10月31日現在)

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|--------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 43,000,000 | 10,948.38 | 4,707,807,097 | 10,945.9590 | 4,706,762,397 | 0.2500 | 2015.09.15 | 8.96 |
| 2 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 10,900,000 | 15,323.30 | 1,670,240,728 | 16,208.0360 | 1,766,675,924 | 3.2500 | 2021.10.25 | 3.36 |
| 3 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 9,900,000 | 16,188.63 | 1,602,675,045 | 17,612.2180 | 1,743,609,582 | 4.2500 | 2023.10.25 | 3.32 |
| 4 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 8,400,000 | 19,684.60 | 1,653,506,572 | 19,941.0380 | 1,675,047,192 | 4.7500 | 2028.07.04 | 3.19 |
| 5 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 10,200,000 | 14,966.07 | 1,526,539,305 | 15,997.2020 | 1,631,714,604 | 3.0000 | 2022.04.25 | 3.10 |
| 6 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 13,800,000 | 11,333.38 | 1,564,007,048 | 11,403.8203 | 1,573,727,203 | 2.6250 | 2020.11.15 | 2.99 |
| 7 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 13,000,000 | 12,001.30 | 1,560,169,044 | 12,056.4434 | 1,567,337,647 | 3.6250 | 2021.02.15 | 2.98 |
| 8 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 13,700,000 | 11,354.92 | 1,555,624,601 | 11,423.4673 | 1,565,015,032 | 2.6250 | 2020.08.15 | 2.98 |
| 9 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 9,300,000 | 14,448.99 | 1,343,756,976 | 15,054.6500 | 1,400,082,450 | 1.7500 | 2022.07.04 | 2.66 |
| 10 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 11,500,000 | 11,712.32 | 1,346,917,465 | 11,724.1523 | 1,348,277,521 | 3.1250 | 2021.05.15 | 2.56 |
| 11 | イギリス | 国債証券 | TSY | 7,600,000 | 16,811.03 | 1,277,638,951 | 17,690.6325 | 1,344,488,074 | 2.2500 | 2023.09.07 | 2.56 |
| 12 | イギリス | 国債証券 | TSY | 7,800,000 | 16,510.27 | 1,287,801,218 | 17,207.0984 | 1,342,153,676 | 1.7500 | 2022.09.07 | 2.55 |
| 13 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 12,300,000 | 10,430.01 | 1,282,891,346 | 10,544.4762 | 1,296,970,579 | 1.7500 | 2023.05.15 | 2.47 |
| 14 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 8,400,000 | 14,390.45 | 1,208,798,136 | 15,164.8900 | 1,273,850,760 | 2.2500 | 2024.05.25 | 2.42 |
| 15 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 11,800,000 | 10,678.16 | 1,260,023,055 | 10,791.3455 | 1,273,378,771 | 2.0000 | 2023.02.15 | 2.42 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|--------------------------|------------|-----------|---------------|-------------|---------------|--------|------------|------|
| 16 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 7,500,000 | 14,022.52 | 1,051,689,600 | 15,229.6560 | 1,142,224,200 | 2.2500 | 2022.10.25 | 2.17 |
| 17 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 10,200,000 | 11,068.53 | 1,128,991,024 | 11,180.8692 | 1,140,448,665 | 2.5000 | 2023.08.15 | 2.17 |
| 18 | フランス | 国債証券 | FRANCE (GOVT OF) | 7,700,000 | 13,279.32 | 1,022,507,832 | 14,653.6520 | 1,128,331,204 | 1.7500 | 2023.05.25 | 2.14 |
| 19 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,469.98 | 1,012,898,762 | 15,316.4700 | 1,072,152,900 | 2.0000 | 2023.08.15 | 2.04 |
| 20 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,350.41 | 1,004,528,928 | 14,984.3720 | 1,048,906,040 | 1.7500 | 2024.02.15 | 1.99 |
| 21 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,140.98 | 989,868,662 | 14,774.9160 | 1,034,244,120 | 1.5000 | 2022.09.04 | 1.97 |
| 22 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,031.91 | 982,234,266 | 14,762.5140 | 1,033,375,980 | 1.5000 | 2023.02.15 | 1.96 |
| 23 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,001.09 | 980,076,869 | 14,750.1120 | 1,032,507,840 | 1.5000 | 2023.05.15 | 1.96 |
| 24 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 9,400,000 | 10,754.44 | 1,010,917,525 | 10,929.7289 | 1,027,394,521 | 2.0000 | 2021.11.15 | 1.95 |
| 25 | ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 7,000,000 | 14,325.22 | 1,002,765,639 | 14,652.2740 | 1,025,659,180 | 1.5000 | 2024.05.15 | 1.95 |
| 26 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 9,200,000 | 10,910.30 | 1,003,747,778 | 11,028.8183 | 1,014,651,284 | 2.1250 | 2021.08.15 | 1.93 |
| 27 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL TES | 5,700,000 | 14,772.99 | 842,060,937 | 16,494.6600 | 940,195,620 | 4.7500 | 2023.08.01 | 1.79 |
| 28 | イギリス | 国債証券 | TSY | 5,000,000 | 18,105.06 | 905,253,271 | 18,306.5963 | 915,329,815 | 2.7500 | 2024.09.07 | 1.74 |
| 29 | イタリア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL TES | 5,400,000 | 15,284.77 | 825,377,904 | 16,220.4380 | 875,903,652 | 4.5000 | 2024.03.01 | 1.66 |
| 30 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 8,300,000 | 10,209.24 | 847,366,959 | 10,514.5786 | 872,710,027 | 1.6250 | 2022.11.15 | 1.66 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成26年10月31日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

ロ.種類別投資比率

(平成26年10月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.12 |
| 合計 | 98.12 |

【投資不動産物件】

海外国債ファンド

該当事項はありません。

(参考)海外国債マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

海外国債ファンド

該当事項はありません。

（参考）海外国債マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

海外国債ファンド

| 期別 | 純資産総額（円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第7特定期間末（平成17年 4月15日） | 116,843,106,995 | 117,236,565,362 | 1.1879 | 1.1919 |
| 第8特定期間末（平成17年10月17日） | 141,279,852,884 | 141,748,010,652 | 1.2071 | 1.2111 |
| 第9特定期間末（平成18年 4月17日） | 147,485,715,217 | 148,039,602,271 | 1.1982 | 1.2027 |
| 第10特定期間末（平成18年10月16日） | 151,879,704,328 | 152,432,266,781 | 1.2369 | 1.2414 |
| 第11特定期間末（平成19年 4月16日） | 151,228,433,183 | 151,766,428,205 | 1.2649 | 1.2694 |
| 第12特定期間末（平成19年10月15日） | 148,500,687,983 | 149,022,488,132 | 1.2807 | 1.2852 |
| 第13特定期間末（平成20年 4月15日） | 142,941,007,435 | 143,764,379,914 | 1.2152 | 1.2222 |
| 第14特定期間末（平成20年10月15日） | 154,399,069,317 | 155,427,088,684 | 1.0513 | 1.0583 |
| 第15特定期間末（平成21年 4月15日） | 135,089,937,612 | 136,023,270,905 | 1.0132 | 1.0202 |
| 第16特定期間末（平成21年10月15日） | 124,786,561,147 | 125,696,129,559 | 0.9604 | 0.9674 |
| 第17特定期間末（平成22年 4月15日） | 111,344,269,962 | 112,193,873,251 | 0.9174 | 0.9244 |
| 第18特定期間末（平成22年10月15日） | 92,711,811,578 | 93,494,002,040 | 0.8297 | 0.8367 |
| 第19特定期間末（平成23年 4月15日） | 79,889,653,910 | 80,606,268,444 | 0.7804 | 0.7874 |
| 第20特定期間末（平成23年10月17日） | 64,822,709,435 | 65,462,557,190 | 0.7092 | 0.7162 |
| 第21特定期間末（平成24年 4月16日） | 54,119,220,586 | 54,658,784,721 | 0.7021 | 0.7091 |
| 第22特定期間末（平成24年10月15日） | 46,117,294,948 | 46,603,525,670 | 0.6639 | 0.6709 |
| 第23特定期間末（平成25年 4月15日） | 50,119,958,455 | 50,560,644,497 | 0.7961 | 0.8031 |
| 第24特定期間末（平成25年10月15日） | 39,623,464,650 | 39,781,148,489 | 0.7539 | 0.7569 |
| 第25特定期間末（平成26年 4月15日） | 35,737,595,931 | 35,871,961,338 | 0.7979 | 0.8009 |
| 第26特定期間末（平成26年10月15日） | 32,765,007,909 | 32,885,337,130 | 0.8169 | 0.8199 |
| 平成25年10月末日 | 39,579,698,508 | | 0.7664 | |
| 11月末日 | 39,577,315,970 | | 0.7893 | |
| 12月末日 | 38,449,897,730 | | 0.8016 | |
| 平成26年 1月末日 | 37,307,719,391 | | 0.7900 | |
| 2月末日 | 36,976,022,730 | | 0.7946 | |
| 3月末日 | 36,151,150,711 | | 0.8018 | |
| 4月末日 | 35,658,627,779 | | 0.8029 | |
| 5月末日 | 34,877,444,518 | | 0.7978 | |

| | | |
|-------|----------------|--------|
| 6月末日 | 34,092,520,892 | 0.7993 |
| 7月末日 | 33,612,593,002 | 0.8028 |
| 8月末日 | 33,415,019,776 | 0.8114 |
| 9月末日 | 33,466,037,968 | 0.8299 |
| 10月末日 | 32,937,190,632 | 0.8266 |

【分配の推移】

海外国債ファンド

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第7特定期間 | 平成16年10月16日～平成17年 4月15日 | 0.0230 |
| 第8特定期間 | 平成17年 4月16日～平成17年10月17日 | 0.0240 |
| 第9特定期間 | 平成17年10月18日～平成18年 4月17日 | 0.0265 |
| 第10特定期間 | 平成18年 4月18日～平成18年10月16日 | 0.0270 |
| 第11特定期間 | 平成18年10月17日～平成19年 4月16日 | 0.0270 |
| 第12特定期間 | 平成19年 4月17日～平成19年10月15日 | 0.0270 |
| 第13特定期間 | 平成19年10月16日～平成20年 4月15日 | 0.0320 |
| 第14特定期間 | 平成20年 4月16日～平成20年10月15日 | 0.0420 |
| 第15特定期間 | 平成20年10月16日～平成21年 4月15日 | 0.0420 |
| 第16特定期間 | 平成21年 4月16日～平成21年10月15日 | 0.0420 |
| 第17特定期間 | 平成21年10月16日～平成22年 4月15日 | 0.0420 |
| 第18特定期間 | 平成22年 4月16日～平成22年10月15日 | 0.0420 |
| 第19特定期間 | 平成22年10月16日～平成23年 4月15日 | 0.0420 |
| 第20特定期間 | 平成23年 4月16日～平成23年10月17日 | 0.0420 |
| 第21特定期間 | 平成23年10月18日～平成24年 4月16日 | 0.0420 |
| 第22特定期間 | 平成24年 4月17日～平成24年10月15日 | 0.0420 |
| 第23特定期間 | 平成24年10月16日～平成25年 4月15日 | 0.0420 |
| 第24特定期間 | 平成25年 4月16日～平成25年10月15日 | 0.0260 |
| 第25特定期間 | 平成25年10月16日～平成26年 4月15日 | 0.0180 |
| 第26特定期間 | 平成26年 4月16日～平成26年10月15日 | 0.0180 |

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

【収益率の推移】

海外国債ファンド

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第7特定期間 | 平成16年10月16日～平成17年 4月15日 | 3.2 |
| 第8特定期間 | 平成17年 4月16日～平成17年10月17日 | 3.6 |
| 第9特定期間 | 平成17年10月18日～平成18年 4月17日 | 1.5 |

| | | |
|---------|-------------------------|------|
| 第10特定期間 | 平成18年 4月18日～平成18年10月16日 | 5.5 |
| 第11特定期間 | 平成18年10月17日～平成19年 4月16日 | 4.4 |
| 第12特定期間 | 平成19年 4月17日～平成19年10月15日 | 3.4 |
| 第13特定期間 | 平成19年10月16日～平成20年 4月15日 | 2.6 |
| 第14特定期間 | 平成20年 4月16日～平成20年10月15日 | 10.0 |
| 第15特定期間 | 平成20年10月16日～平成21年 4月15日 | 0.4 |
| 第16特定期間 | 平成21年 4月16日～平成21年10月15日 | 1.1 |
| 第17特定期間 | 平成21年10月16日～平成22年 4月15日 | 0.1 |
| 第18特定期間 | 平成22年 4月16日～平成22年10月15日 | 5.0 |
| 第19特定期間 | 平成22年10月16日～平成23年 4月15日 | 0.9 |
| 第20特定期間 | 平成23年 4月16日～平成23年10月17日 | 3.7 |
| 第21特定期間 | 平成23年10月18日～平成24年 4月16日 | 4.9 |
| 第22特定期間 | 平成24年 4月17日～平成24年10月15日 | 0.5 |
| 第23特定期間 | 平成24年10月16日～平成25年 4月15日 | 26.2 |
| 第24特定期間 | 平成25年 4月16日～平成25年10月15日 | 2.0 |
| 第25特定期間 | 平成25年10月16日～平成26年 4月15日 | 8.2 |
| 第26特定期間 | 平成26年 4月16日～平成26年10月15日 | 4.6 |

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

海外国債ファンド

| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|---------|-------------------------|----------------|----------------|
| 第7特定期間 | 平成16年10月16日～平成17年 4月15日 | 18,714,019,886 | 9,204,000,264 |
| 第8特定期間 | 平成17年 4月16日～平成17年10月17日 | 27,842,736,600 | 9,167,886,345 |
| 第9特定期間 | 平成17年10月18日～平成18年 4月17日 | 14,263,161,345 | 8,216,591,553 |
| 第10特定期間 | 平成18年 4月18日～平成18年10月16日 | 11,761,889,888 | 12,056,245,541 |
| 第11特定期間 | 平成18年10月17日～平成19年 4月16日 | 7,489,513,828 | 10,726,720,800 |
| 第12特定期間 | 平成19年 4月17日～平成19年10月15日 | 5,835,068,103 | 9,433,928,842 |
| 第13特定期間 | 平成19年10月16日～平成20年 4月15日 | 12,007,838,527 | 10,338,787,266 |
| 第14特定期間 | 平成20年 4月16日～平成20年10月15日 | 38,179,445,439 | 8,944,175,751 |
| 第15特定期間 | 平成20年10月16日～平成21年 4月15日 | 6,771,708,378 | 20,298,290,424 |
| 第16特定期間 | 平成21年 4月16日～平成21年10月15日 | 9,923,114,266 | 13,318,097,134 |
| 第17特定期間 | 平成21年10月16日～平成22年 4月15日 | 6,098,031,098 | 14,664,477,326 |
| 第18特定期間 | 平成22年 4月16日～平成22年10月15日 | 3,032,503,221 | 12,662,907,034 |
| 第19特定期間 | 平成22年10月16日～平成23年 4月15日 | 1,368,856,664 | 10,736,846,460 |
| 第20特定期間 | 平成23年 4月16日～平成23年10月17日 | 1,352,156,713 | 12,318,839,426 |
| 第21特定期間 | 平成23年10月18日～平成24年 4月16日 | 460,154,373 | 14,786,385,817 |
| 第22特定期間 | 平成24年 4月17日～平成24年10月15日 | 389,030,621 | 8,008,089,513 |
| 第23特定期間 | 平成24年10月16日～平成25年 4月15日 | 918,087,057 | 7,424,469,882 |

| | | | |
|---------|---------------------------|-------------|----------------|
| 第24特定期間 | 平成25年 4月16日 ~ 平成25年10月15日 | 805,706,386 | 11,199,575,537 |
| 第25特定期間 | 平成25年10月16日 ~ 平成26年 4月15日 | 275,020,671 | 8,047,831,462 |
| 第26特定期間 | 平成26年 4月16日 ~ 平成26年10月15日 | 157,377,625 | 4,836,106,134 |

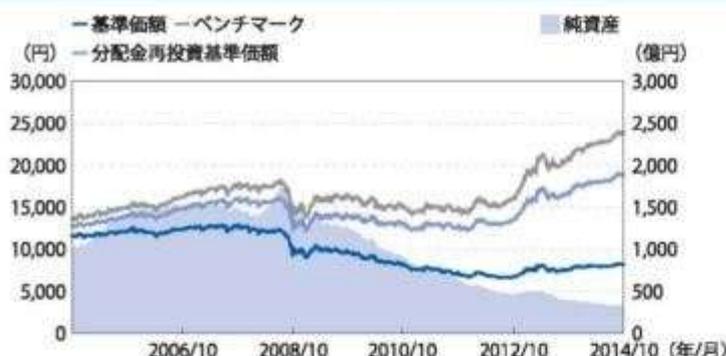
参考情報

運用実績

海外国債ファンド

2014年10月31日現在

<基準価額・純資産の推移> (2004年11月1日～2014年10月31日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークはシティ世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

| | |
|----------|--------|
| 2014年10月 | 30円 |
| 2014年9月 | 30円 |
| 2014年8月 | 30円 |
| 2014年7月 | 30円 |
| 2014年6月 | 30円 |
| 直近1年累計 | 360円 |
| 設定来累計 | 7,735円 |

※分配は1万円当たり・取引前の金額です。
 ※分配の推移は、対象の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 債券現物 | 97.28% |
| その他資産 | 2.72% |
| 合計 | 100.00% |

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質前入比率を記載しています。

外貨建有価証券の通貨別配分(海外国債マザーファンド)

| 通貨 | 純資産比率 |
|-------|--------|
| ユーロ | 50.06% |
| 米ドル | 37.80% |
| 英ポンド | 8.46% |
| カナダドル | 1.78% |
| - | - |
| 合計 | 98.12% |

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄(海外国債マザーファンド)

| 銘柄名 | 償還日 | 利率 | 通貨 | 純資産比率 |
|--------------------------|------------|--------|-----|-------|
| US TREASURY N/B | 2015/09/15 | 0.250% | 米ドル | 8.96% |
| FRANCE (GOVT OF) | 2021/10/25 | 3.250% | ユーロ | 3.36% |
| FRANCE (GOVT OF) | 2023/10/25 | 4.250% | ユーロ | 3.32% |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 2028/07/04 | 4.750% | ユーロ | 3.19% |
| FRANCE (GOVT OF) | 2022/04/25 | 3.000% | ユーロ | 3.10% |
| US TREASURY N/B | 2020/11/15 | 2.625% | 米ドル | 2.99% |
| US TREASURY N/B | 2021/02/15 | 3.625% | 米ドル | 2.98% |
| US TREASURY N/B | 2020/08/15 | 2.625% | 米ドル | 2.98% |
| BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND | 2022/07/04 | 1.750% | ユーロ | 2.66% |
| US TREASURY N/B | 2021/05/15 | 3.125% | 米ドル | 2.56% |

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:49銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、取引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークはシティ世界国債インデックス(除く日本、7~10年、円ベース)です。
 ※2014年については、年初から10月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

7

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「海外国債ファンド自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(ニ) ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、取得申し込みの受付を行いません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

a. 一部解約(解約請求によるご解約)

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- （ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- （ヘ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- （ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- （チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。ただし、販売会社が任意に買い取る場合がありますので、販売会社でご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

| 投資対象 | 評価方法 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|---------------|--|
| 親投資信託 受益証券 | 原則として基準価額計算日の基準価額で評価 |
| 公社債等 | 原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価 |
| 為替予約取引 | 原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価 |

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了の日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第52条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(ロ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解

約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第52条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

委託者は、毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効

期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期特定期間（平成26年4月16日から平成26年10月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【海外国債ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第25期特定期間末 平成26年 4月15日現在 | 第26期特定期間末 平成26年10月15日現在 |
|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 701,931 | 829,429 |
| コール・ローン | 562,995,862 | 499,893,456 |
| 親投資信託受益証券 | 35,392,070,541 | 32,453,535,168 |
| 未収利息 | 626 | 491 |
| 流動資産合計 | 35,955,768,960 | 32,954,258,544 |
| 資産合計 | 35,955,768,960 | 32,954,258,544 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 134,365,407 | 120,329,221 |
| 未払解約金 | 54,567,696 | 41,606,353 |
| 未払受託者報酬 | 1,531,996 | 1,430,436 |
| 未払委託者報酬 | 27,575,884 | 25,747,883 |
| その他未払費用 | 132,046 | 136,742 |
| 流動負債合計 | 218,173,029 | 189,250,635 |
| 負債合計 | 218,173,029 | 189,250,635 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 44,788,469,057 | 40,109,740,548 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 9,050,873,126 | 7,344,732,639 |
| (分配準備積立金) | 1,730,118,754 | 1,200,301,063 |
| 元本等合計 | 35,737,595,931 | 32,765,007,909 |
| 純資産合計 | 35,737,595,931 | 32,765,007,909 |
| 負債純資産合計 | 35,955,768,960 | 32,954,258,544 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第25期特定期間 | | 第26期特定期間 | |
|-------------------------|----------|------------------------------|----------|------------------------------|
| | 自 | 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 自 | 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 102,032 | | 83,440 |
| 有価証券売買等損益 | | 3,255,020,752 | | 1,721,464,627 |
| 営業収益合計 | | 3,255,122,784 | | 1,721,548,067 |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | | 9,953,760 | | 9,240,037 |
| 委託者報酬 | | 179,167,506 | | 166,320,702 |
| その他費用 | | 835,258 | | 875,833 |
| 営業費用合計 | | 189,956,524 | | 176,436,572 |
| 営業利益 | | 3,065,166,260 | | 1,545,111,495 |
| 経常利益 | | 3,065,166,260 | | 1,545,111,495 |
| 当期純利益 | | 3,065,166,260 | | 1,545,111,495 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | | 49,291,114 | | 19,858,812 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 12,937,815,198 | | 9,050,873,126 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,787,071,117 | | 967,176,584 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,787,071,117 | | 967,176,584 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 58,619,885 | | 31,128,074 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 58,619,885 | | 31,128,074 |
| 分配金 | | 857,384,306 | | 755,160,706 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 9,050,873,126 | | 7,344,732,639 |

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

| | |
|-----------------|--|
| 区分 | 第26期特定期間 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

（ 貸借対照表に関する注記 ）

| 第25期特定期間末 平成26年 4月15日現在 | 第26期特定期間末 平成26年10月15日現在 |
|---|---|
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 44,788,469,057口 | 1. 特定期間末日における受益権の総数 40,109,740,548口 |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,050,873,126円 | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,344,732,639円 |
| 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7979円 (1万口当たり純資産額) (7,979円) | 3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8169円 (1万口当たり純資産額) (8,169円) |

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

| 区分 | 第25期特定期間 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 第26期特定期間 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | 第144期（自 平成25年10月16日 至 平成25年11月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,791,742円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（41,354,964円）及び分配準備積立金（2,403,913,495円）より分配対象収益は2,526,060,201円（1万口当たり495.83円）であり、うち152,833,776円（1万口当たり30円）を分配しております。 | 第150期（自 平成26年 4月16日 至 平成26年 5月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,082,233円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,246,804円）及び分配準備積立金（1,701,585,122円）より分配対象収益は1,817,914,159円（1万口当たり412.61円）であり、うち132,173,570円（1万口当たり30円）を分配しております。 |

| | |
|--|--|
| <p>第145期（自 平成25年11月16日 至 平成25年12月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（88,932,002円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（43,708,566円）及び分配準備積立金（2,256,176,858円）より分配対象収益は2,388,817,426円（1万口当たり484.05円）であり、うち148,048,934円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> | <p>第151期（自 平成26年 5月16日 至 平成26年 6月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（51,465,188円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,182,706円）及び分配準備積立金（1,607,109,977円）より分配対象収益は1,704,757,871円（1万口当たり394.68円）であり、うち129,579,777円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> |
| <p>第146期（自 平成25年12月17日 至 平成26年 1月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（82,474,026円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（44,487,308円）及び分配準備積立金（2,123,589,665円）より分配対象収益は2,250,550,999円（1万口当たり471.57円）であり、うち143,172,221円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> | <p>第152期（自 平成26年 6月17日 至 平成26年 7月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,206,302円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,802,920円）及び分配準備積立金（1,493,041,504円）より分配対象収益は1,609,050,726円（1万口当たり381.23円）であり、うち126,615,097円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> |
| <p>第147期（自 平成26年 1月16日 至 平成26年 2月17日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（59,187,146円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（45,472,744円）及び分配準備積立金（2,027,607,676円）より分配対象収益は2,132,267,566円（1万口当たり454.30円）であり、うち140,801,621円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> | <p>第153期（自 平成26年 7月16日 至 平成26年 8月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,841,606円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（47,147,146円）及び分配準備積立金（1,410,630,691円）より分配対象収益は1,528,619,443円（1万口当たり368.45円）であり、うち124,462,524円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> |
| <p>第148期（自 平成26年 2月18日 至 平成26年 3月17日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,745,000円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,598,232円）及び分配準備積立金（1,908,079,758円）より分配対象収益は2,029,422,990円（1万口当たり440.65円）であり、うち138,162,347円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> | <p>第154期（自 平成26年 8月16日 至 平成26年 9月16日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,824,379円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,576,070円）及び分配準備積立金（1,330,309,396円）より分配対象収益は1,453,709,845円（1万口当たり357.46円）であり、うち122,000,517円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> |
| <p>第149期（自 平成26年 3月18日 至 平成26年 4月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,482,013円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,148,302円）及び分配準備積立金（1,794,002,148円）より分配対象収益は1,910,632,463円（1万口当たり426.59円）であり、うち134,365,407円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> | <p>第155期（自 平成26年 9月17日 至 平成26年10月15日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（53,402,701円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（46,609,382円）及び分配準備積立金（1,267,227,583円）より分配対象収益は1,367,239,666円（1万口当たり340.87円）であり、うち120,329,221円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第25期特定期間 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 第26期特定期間 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|----------------------------|---|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。 | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 第25期特定期間末 平成26年 4月15日現在 | 第26期特定期間末 平成26年10月15日現在 |
|----------------------------|----------------------------|

| | |
|---|---|
| <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>同左</p> |
|---|---|

（関連当事者との取引に関する注記）

| | | |
|--|---|---|
| | <p>第25期特定期間</p> <p>自 平成25年10月16日</p> <p>至 平成26年 4月15日</p> | <p>第26期特定期間</p> <p>自 平成26年 4月16日</p> <p>至 平成26年10月15日</p> |
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 第25期特定期間末 平成26年 4月15日現在 | 第26期特定期間末 平成26年10月15日現在 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| 期首元本額 | 52,561,279,848円 | 44,788,469,057円 |
| 期中追加設定元本額 | 275,020,671円 | 157,377,625円 |
| 期中一部解約元本額 | 8,047,831,462円 | 4,836,106,134円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第25期特定期間末 平成26年 4月15日現在 | 第26期特定期間末 平成26年10月15日現在 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円） | 当特定期間の損益に含まれた評価差額 （円） |
| 親投資信託受益証券 | 311,275,906 | 126,536,249 |
| 合計 | 311,275,906 | 126,536,249 |

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 海外国債マザーファンド | 15,063,839,198 | 32,453,535,168 | |
| 合計 | | 15,063,839,198 | 32,453,535,168 | |

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外国債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2,754,589 | - |
| コール・ローン | 742,475,171 | 1,060,744,415 |
| 国債証券 | 55,689,481,679 | 50,904,680,668 |
| 未収利息 | 553,032,389 | 408,762,749 |
| 前払費用 | 53,550,576 | 50,912,133 |
| 流動資産合計 | 57,041,294,404 | 52,425,099,965 |
| 資産合計 | 57,041,294,404 | 52,425,099,965 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 330,000 |

| | 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| 流動負債合計 | - | 330,000 |
| 負債合計 | - | 330,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 27,870,993,734 | 24,333,561,079 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 29,170,300,670 | 28,091,208,886 |
| 元本等合計 | 57,041,294,404 | 52,424,769,965 |
| 純資産合計 | 57,041,294,404 | 52,424,769,965 |
| 負債純資産合計 | 57,041,294,404 | 52,425,099,965 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配は使用いたしません。)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 計算日における受益権の総数 27,870,993,734口 | 1. 計算日における受益権の総数 24,333,561,079口 |
| 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | 2. 計算日における1単位当たりの純資産の額 |
| 1口当たり純資産額 2.0466円 | 1口当たり純資産額 2.1544円 |
| (1万口当たり純資産額) (20,466円) | (1万口当たり純資産額) (21,544円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|--------------------|--|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。</p> | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | <p>コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p> | 同左 |

| 区分 | 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|----------------------------|---|--------------------------------|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 自 平成25年10月16日 至 平成26年 4月15日 | 自 平成26年 4月16日 至 平成26年10月15日 |
|--|--------------------------------|--------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 区分 | 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|--|-----------------|-----------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額 | 33,349,595,898円 | 27,870,993,734円 |
| 期中追加設定元本額 | 14,100,579円 | 15,875,507円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,492,702,743円 | 3,553,308,162円 |
| 同期末における元本の内訳 | | |
| 海外国債ファンド | 17,293,105,903円 | 15,063,839,198円 |
| 海外国債ファンド（3ヵ月決算型） | 2,038,253,594円 | 1,906,386,975円 |

| 区分 | 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 新光7資産バランスファンド | 556,171,822円 | 512,128,420円 |
| 海外国債ファンド（1年決算型） | 28,913,002円 | 34,802,517円 |
| 海外国債ファンド（変額年金） | 7,950,166,019円 | 6,804,443,663円 |
| 世界アセット・アロケーション・ファンド（適格機関投資家私募） | - 円 | 3,472,754円 |
| グローバル・ナビ | 4,383,394円 | 8,487,552円 |
| 合計 | 27,870,993,734円 | 24,333,561,079円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 平成26年 4月15日現在 | 平成26年10月15日現在 |
|------|--------------------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 894,513,264 | 2,360,507,333 |
| 合計 | 894,513,264 | 2,360,507,333 |

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----|------|---------------------------------|---------------|---------------|----|
| 米ドル | 国債証券 | US TREASURY N/B-0.25%-15/09/15 | 43,000,000.00 | 43,063,828.33 | |
| | | US TREASURY N/B-2.625%-20/08/15 | 13,700,000.00 | 14,408,546.87 | |
| | | US TREASURY N/B-2.625%-20/11/15 | 13,800,000.00 | 14,495,390.69 | |
| | | US TREASURY N/B-3.625%-21/02/15 | 13,000,000.00 | 14,444,218.75 | |
| | | US TREASURY N/B-3.125%-21/05/15 | 11,500,000.00 | 12,427,187.50 | |
| | | US TREASURY N/B-2.125%-21/08/15 | 9,200,000.00 | 9,350,218.75 | |
| | | US TREASURY N/B-8.0%-21/11/15 | 2,000,000.00 | 2,818,906.24 | |
| | | US TREASURY N/B-2.0%-21/11/15 | 9,400,000.00 | 9,460,218.73 | |
| | | US TREASURY N/B-2.0%-22/02/15 | 6,800,000.00 | 6,830,812.48 | |
| | | US TREASURY N/B-1.75%-22/05/15 | 6,100,000.00 | 6,004,687.50 | |
| | | US TREASURY N/B-1.625%-22/08/15 | 5,000,000.00 | 4,864,843.74 | |

| | | | | | |
|--|--------------|---|----------------|----------------|------------------|
| | | US TREASURY N/B-1.625%-22/11/15 | 8,300,000.00 | 8,043,867.22 | |
| | | US TREASURY N/B-2.0%-23/02/15 | 11,800,000.00 | 11,742,843.75 | |
| | | US TREASURY N/B-1.75%-23/05/15 | 12,300,000.00 | 11,959,828.12 | |
| | | US TREASURY N/B-6.25%-23/08/15 | 1,600,000.00 | 2,138,750.00 | |
| | | US TREASURY N/B-2.5%-23/08/15 | 10,200,000.00 | 10,521,140.67 | |
| 米ドル建小計 | | | 177,700,000.00 | 182,575,289.34 | (19,588,502,793) |
| カナダドル | 国債証券 | CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-22/06/01 | 2,900,000.00 | 3,107,176.00 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT-1.5%-23/06/01 | 3,300,000.00 | 3,206,775.00 | |
| | | CANADIAN GOVERNMENT-2.5%-24/06/01 | 3,200,000.00 | 3,354,880.00 | |
| カナダドル建小計 | | | 9,400,000.00 | 9,668,831.00 | (916,025,048) |
| ユーロ | 国債証券 | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.75%-22/07/04 | 6,400,000.00 | 7,003,520.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-22/09/04 | 4,800,000.00 | 5,155,680.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-23/02/15 | 4,800,000.00 | 5,148,960.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-23/05/15 | 4,800,000.00 | 5,143,200.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.0%-23/08/15 | 4,800,000.00 | 5,341,440.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-6.25%-24/01/04 | 2,700,000.00 | 4,045,950.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.75%-24/02/15 | 4,800,000.00 | 5,225,760.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-24/05/15 | 4,800,000.00 | 5,108,160.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%-24/08/15 | 1,300,000.00 | 1,318,980.00 | |
| | | BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.75%-28/07/04 | 5,800,000.00 | 8,385,060.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-2.15%-21/12/15 | 3,600,000.00 | 3,702,960.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-22/03/01 | 7,200,000.00 | 8,793,360.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-5.5%-22/09/01 | 6,800,000.00 | 8,574,800.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-5.5%-22/11/01 | 7,400,000.00 | 9,332,140.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-23/05/01 | 6,200,000.00 | 7,382,340.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-4.75%-23/08/01 | 8,600,000.00 | 10,440,400.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-9.0%-23/11/01 | 3,900,000.00 | 6,151,860.00 | |
| BUONI POLIENNALI DEL TES-4.5%-24/03/01 | 8,100,000.00 | 9,682,740.00 | | | |

| | | | | | |
|---------|------|---|----------------|------------------------------------|--|
| | | BUONI POLIENNALI DEL TES-3.75%-24/09/01 | 6,900,000.00 | 7,781,130.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-3.25%-21/10/25 | 10,900,000.00 | 12,858,730.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-3.0%-22/04/25 | 10,200,000.00 | 11,828,940.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-2.25%-22/10/25 | 7,500,000.00 | 8,277,750.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-8.5%-23/04/25 | 3,200,000.00 | 5,181,440.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-1.75%-23/05/25 | 7,700,000.00 | 8,214,360.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-4.25%-23/10/25 | 9,900,000.00 | 12,691,800.00 | |
| | | FRANCE (GOVT OF)-2.25%-24/05/25 | 8,400,000.00 | 9,268,560.00 | |
| ユーロ建小計 | | | 161,500,000.00 | 192,040,020.00 (26,040,626,712) | |
| 英ポンド | 国債証券 | TSY-4.0%-22/03/07 | 4,200,000.00 | 4,845,036.00 | |
| | | TSY-1.75%-22/09/07 | 7,800,000.00 | 7,718,880.00 | |
| | | TSY-2.25%-23/09/07 | 7,600,000.00 | 7,742,804.00 | |
| | | TSY-2.75%-24/09/07 | 5,000,000.00 | 5,272,850.00 | |
| 英ポンド建小計 | | | 24,600,000.00 | 25,579,570.00 (4,359,526,115) | |
| 合計 | | | | 50,904,680,668 (50,904,680,668) | |

有価証券明細表注記

- 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 有価証券の 合計金額に 対する比率 |
|-------|---------|--------------|-------------------------|
| 米ドル | 債券 16銘柄 | 37.4% | 38.5% |
| カナダドル | 債券 3銘柄 | 1.7% | 1.8% |
| ユーロ | 債券 26銘柄 | 49.7% | 51.2% |
| 英ポンド | 債券 4銘柄 | 8.3% | 8.6% |

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

海外国債ファンド

(平成26年10月31日現在)

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 32,989,962,213円 |
| 負債総額 | 52,771,581円 |
| 純資産総額（ - ） | 32,937,190,632円 |
| 発行済口数 | 39,846,922,764口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.8266円 |
| （1万口当たり純資産額） | （8,266円） |

(参考) 海外国債マザーファンド

(平成26年10月31日現在)

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 52,490,264,222円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額（ - ） | 52,490,264,222円 |
| 発行済口数 | 24,064,974,421口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 2.1812円 |
| （1万口当たり純資産額） | （21,812円） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成26年10月末現在）

| | |
|-------------|------------|
| 資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

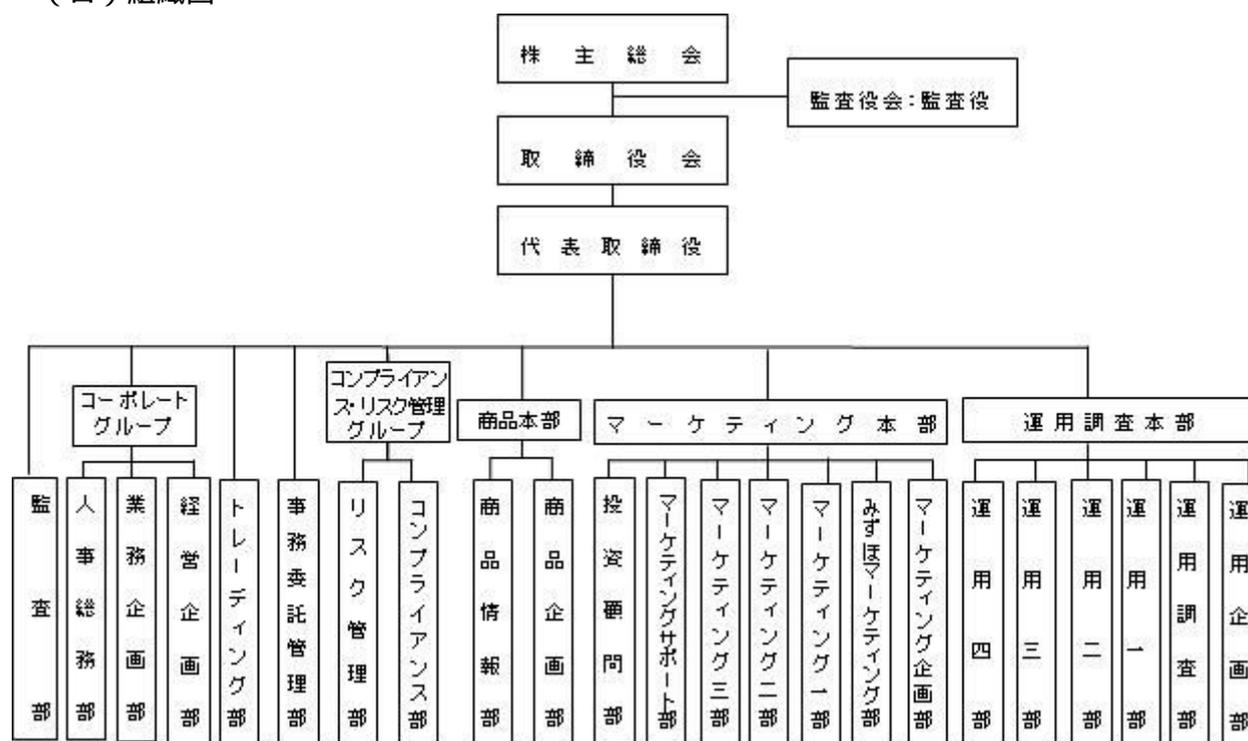
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

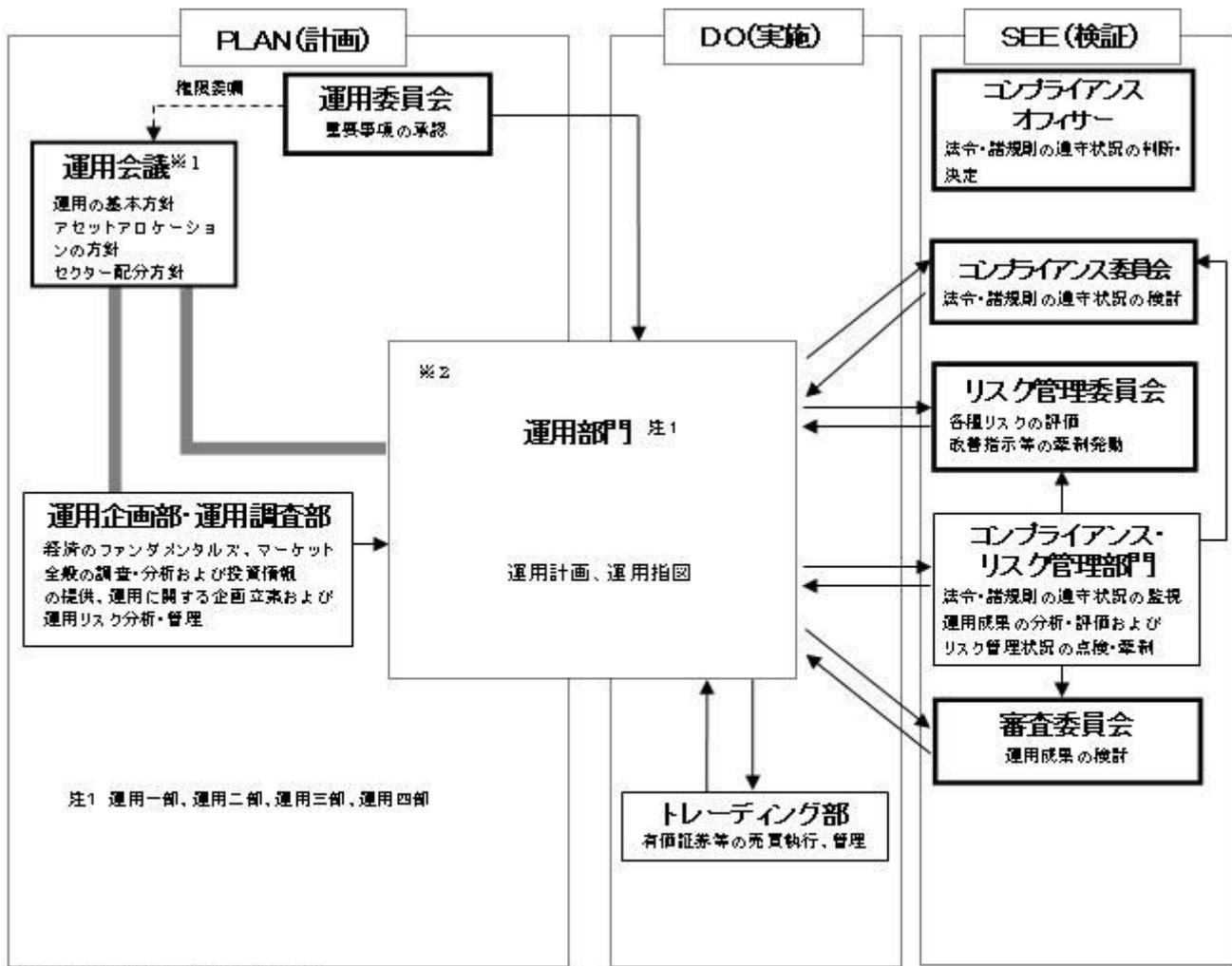
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年10月31日現在）

| 種類 | ファンド本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|--------|-----------|
| 総合計 | 279 | 3,889,233 |
| 株式投資信託（合計） | 251 | 3,212,018 |
| 単位型 | 35 | 136,058 |
| 追加型 | 216 | 3,075,959 |
| 公社債投資信託（合計） | 28 | 677,215 |
| 単位型 | 1 | 203 |
| 追加型 | 27 | 677,011 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 10,766,270 | 13,492,111 |
| 有価証券 | 5,259,693 | 3,291,156 |
| 貯蔵品 | 1,062 | 5,188 |
| 立替金 | 30,280 | 15,778 |
| 前払金 | 25,483 | 38,614 |
| 前払費用 | 20,286 | 16,530 |
| 未収委託者報酬 | 1,891,689 | 2,654,090 |
| 未収運用受託報酬 | 86,074 | 117,049 |
| 未収収益 | 13,810 | 6,509 |
| 繰延税金資産 | 192,202 | 283,616 |
| 流動資産合計 | 18,286,853 | 19,920,646 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 2 15,051 | 2 12,380 |
| 構築物（純額） | 2 1,886 | 2 1,650 |
| 器具・備品（純額） | 2 95,877 | 2 99,960 |
| リース資産（純額） | 2 680 | 2 340 |
| 有形固定資産合計 | 113,496 | 114,332 |

| | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 91 | | 91 |
| ソフトウェア | 3 | 39,774 | 3 | 74,851 |
| ソフトウェア仮勘定 | | - | | 11,885 |
| 無形固定資産合計 | | 39,866 | | 86,827 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 2,929,683 | | 3,213,218 |
| 関係会社株式 | | 77,100 | | 77,100 |
| 長期差入保証金 | | 125,515 | | 124,152 |
| 長期繰延税金資産 | | 8,695 | | 63,925 |
| 前払年金費用 | | 410,271 | | 374,562 |
| その他 | | 10,632 | | 6,632 |
| 投資その他の資産合計 | | 3,561,898 | | 3,859,590 |
| 固定資産合計 | | 3,715,261 | | 4,060,749 |
| 資産合計 | | 22,002,115 | | 23,981,396 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 18,156 | 21,303 |
| リース債務 | 1,206 | 810 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 336 | 177 |
| 未払償還金 | 14,470 | 10,100 |
| 未払手数料 | 1 964,634 | 1 1,296,830 |
| その他未払金 | 195,035 | 513,148 |
| 未払金合計 | 1,174,476 | 1,820,257 |
| 未払費用 | 402,634 | 548,430 |
| 未払法人税等 | 471,902 | 1,462,380 |
| 賞与引当金 | 299,000 | 362,800 |
| 役員賞与引当金 | 45,500 | 44,200 |
| 流動負債合計 | 2,412,875 | 4,260,181 |
| 固定負債 | | |
| 長期リース債務 | 1,156 | 345 |
| 退職給付引当金 | 168,209 | 172,959 |
| 役員退職慰労引当金 | 80,416 | 31,708 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 99,750 | 102,083 |
| 固定負債合計 | 349,532 | 307,096 |
| 負債合計 | 2,762,408 | 4,567,278 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,524,300 | 4,524,300 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 360,493 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 10,000,000 | 8,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | 1,559,003 | 2,889,165 |
| 利益剰余金合計 | 11,919,497 | 12,149,658 |
| 自己株式 | 72,415 | 72,415 |
| 株主資本合計 | 19,133,081 | 19,363,242 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 106,625 | 50,874 |
| 評価・換算差額等合計 | 106,625 | 50,874 |
| 純資産合計 | 19,239,706 | 19,414,117 |
| 負債純資産合計 | 22,002,115 | 23,981,396 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------|--------------------------------|------------|--------------------------------|------------|
| | (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | | (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) | |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 19,893,907 | | 29,107,010 |
| 運用受託報酬 | | 170,563 | | 261,777 |
| 営業収益合計 | | 20,064,471 | | 29,368,787 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 1 | 10,580,803 | 1 | 15,428,327 |
| 広告宣伝費 | | 213,908 | | 336,593 |
| 公告費 | | 1,919 | | 2,919 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 275,599 | | 339,210 |
| 委託調査費 | | 2,855,086 | | 4,188,805 |
| 図書費 | | 5,332 | | 4,862 |
| 調査費合計 | | 3,136,017 | | 4,532,878 |
| 委託計算費 | | 533,813 | | 1,151,067 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 37,161 | | 37,016 |
| 印刷費 | | 132,025 | | 160,606 |
| 協会費 | | 14,855 | | 14,992 |
| 諸会費 | | 3,088 | | 3,153 |
| その他 | | 23,541 | | 27,521 |

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 営業雑経費合計 | 210,672 | 243,290 |
| 営業費用合計 | 14,677,134 | 21,695,077 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 93,516 | 89,886 |
| 給料・手当 | 1,395,728 | 1,326,658 |
| 賞与 | 221,930 | 332,688 |
| 給料合計 | 1,711,175 | 1,749,233 |
| 交際費 | 9,782 | 9,349 |
| 寄付金 | 2,465 | 3,066 |
| 旅費交通費 | 81,050 | 78,321 |
| 租税公課 | 52,119 | 65,510 |
| 不動産賃借料 | 211,739 | 205,792 |
| 賞与引当金繰入 | 299,000 | 362,800 |
| 役員賞与引当金繰入 | 45,500 | 44,200 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 28,335 | 39,756 |
| 退職給付費用 | 195,268 | 182,850 |
| 減価償却費 | 88,183 | 63,615 |
| 諸経費 | 533,744 | 585,445 |
| 一般管理費合計 | 3,258,364 | 3,389,942 |
| 営業利益 | 2,128,972 | 4,283,768 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 157,357 | 143,049 |
| 有価証券利息 | 12,764 | 6,052 |
| 受取利息 | 22,364 | 14,495 |
| 時効成立分配金・償還金 | 3,608 | 4,450 |
| 雑益 | 26,471 | 20,588 |
| 営業外収益合計 | 222,565 | 188,635 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 222 | 59 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | 1,339 | 1,557 |
| 雑損 | 22 | 8,673 |
| 営業外費用合計 | 1,585 | 10,290 |
| 経常利益 | 2,349,952 | 4,462,113 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入 | 1,982 | - |
| 投資有価証券売却益 | 146,334 | 158,386 |
| 特別利益合計 | 148,316 | 158,386 |

特別損失

| | | | | |
|--------------|---|-----------|---|-----------|
| 固定資産除却損 | 2 | 101 | 2 | 3,210 |
| ゴルフ会員権売却損 | | - | | 2,795 |
| 投資有価証券売却損 | | 37,198 | | 42,388 |
| 投資有価証券評価損 | | 49,352 | | 10,974 |
| 減損損失 | | 4,291 | | - |
| 特別損失合計 | | 90,943 | | 59,368 |
| 税引前当期純利益 | | 2,407,325 | | 4,561,131 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 983,713 | | 1,905,519 |
| 法人税等調整額 | | 129,642 | | 113,958 |
| 法人税等合計 | | 854,070 | | 1,791,560 |
| 当期純利益 | | 1,553,255 | | 2,769,571 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千
円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別 途 積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 11,118,000 | 1,427,158 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | | 1,118,000 | 1,118,000 |
| 剰余金の配当 | | | | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | | | | | 1,553,255 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,118,000 | 131,845 |
| 当期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 10,000,000 | 1,559,003 |

| | 株主資本 | | | 株 主 | 評価・換算差額等 |
|--|-------|--|--|-----|----------|
| | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | 利益 剰余金 合計 | 自己 株式 | 資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------|----------|------------|------------------|------------|
| 当期首残高 | 12,905,651 | 6,827 | 20,184,823 | 209,840 | 19,974,983 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | - | | - |
| 剰余金の配当 | 2,539,409 | | 2,539,409 | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | 1,553,255 | | 1,553,255 | | 1,553,255 |
| 自己株式の取得 | | 65,588 | 65,588 | | 65,588 |
| 自己株式の処分 | | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | 316,465 | 316,465 |
| 当期変動額合計 | 986,154 | 65,588 | 1,051,742 | 316,465 | 735,276 |
| 当期末残高 | 11,919,497 | 72,415 | 19,133,081 | 106,625 | 19,239,706 |

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別途 積立金 | 繰越 利益 剰余金 |
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 10,000,000 | 1,559,003 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | | 1,100,000 | 1,100,000 |
| 剰余金の配当 | | | | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | | | | | 2,769,571 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変 動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,100,000 | 1,330,161 |
| 当期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,889,165 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------|-----------------|----------|----------------|------------------|------------|
| | 利益剰余金 | 自己 株式 | 株主 資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | |
| | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 11,919,497 | 72,415 | 19,133,081 | 106,625 | 19,239,706 |

| | | | | | |
|---------------------|------------|--------|------------|--------|------------|
| 当期変動額 | | | | | |
| 別途積立金取崩 | | | - | | - |
| 剰余金の配当 | 2,539,409 | | 2,539,409 | | 2,539,409 |
| 当期純利益 | 2,769,571 | | 2,769,571 | | 2,769,571 |
| 自己株式の取得 | | | - | | - |
| 自己株式の処分 | | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | 55,750 | 55,750 |
| 当期変動額合計 | 230,161 | - | 230,161 | 55,750 | 174,410 |
| 当期末残高 | 12,149,658 | 72,415 | 19,363,242 | 50,874 | 19,414,117 |

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 未払手数料 | 572,094千円 | 760,018千円 |

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|-------|-------|
|--|-------|-------|

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 578,691千円 | 599,157千円 |
|----------------|-----------|-----------|

3. 無形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 無形固定資産の減価償却累計額 | 238,992千円 | 252,073千円 |

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | 当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 支払手数料 | 6,343,293千円 | 8,738,779千円 |

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | 当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 建物 | -千円 | 3,204千円 |
| 器具・備品 | 101千円 | 5千円 |
| 計 | 101千円 | 3,210千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|----|--------|
| 普通株式(株) | 756 | 8,630 | - | 9,386 |

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----|-------|------------|-------------|-----|-------|
|----|-------|------------|-------------|-----|-------|

| | | | | | |
|-----------------------|----------|-----------|-------|-------------|-------------|
| 平成24年12月25日 臨時株主総会 | 普通 株式 | 2,539,409 | 1,400 | 平成24年11月28日 | 平成24年12月26日 |
|-----------------------|----------|-----------|-------|-------------|-------------|

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,386 | - | - | 9,386 |

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|----------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成25年12月19日 臨時株主総会 | 普通 株式 | 2,539,409 | 1,400 | 平成25年11月15日 | 平成25年12月20日 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 10,766,270 | 10,766,270 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的債券 | 500,129 | 500,400 | 270 |
| 其他有価証券 | 7,490,195 | 7,490,195 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,891,689 | 1,891,689 | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 13,492,111 | 13,492,111 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的債券 | - | - | - |
| 其他有価証券 | 6,305,322 | 6,305,322 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,654,090 | 2,654,090 | - |

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 276,151 | 276,151 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 10,766,163 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的債券 | 500,000 | - | - | - |
| その他有価証券 | 4,258,263 | 357,062 | 1,056,875 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,891,689 | - | - | - |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 預金 | 13,491,981 | - | - | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的債券 | - | - | - | - |
| その他有価証券 | 3,291,156 | 380,080 | 1,261,941 | 269,692 |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,654,090 | - | - | - |

(有価証券関係)

1．満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|-------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額 | (1) 国債・地方債等 | - | - | - |

| | | | | |
|------------------------|------------|---------|---------|-----|
| を超えるもの | (2)社債 | 500,129 | 500,400 | 270 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 500,129 | 500,400 | 270 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | (1)国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2)社債 | - | - | - |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 500,129 | 500,400 | 270 |

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2．関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 1,461,472 | 1,219,754 | 241,717 |
| | 小計 | 1,461,472 | 1,219,754 | 241,717 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 6,028,723 | 6,102,958 | 74,234 |
| | 小計 | 6,028,723 | 6,102,958 | 74,234 |
| 合計 | | 7,490,195 | 7,322,713 | 167,483 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|-------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取 | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |

| | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 得原価を超えるもの | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 1,920,996 | 1,709,935 | 211,061 |
| | 小計 | 1,920,996 | 1,709,935 | 211,061 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 4,384,326 | 4,516,340 | 132,014 |
| 小計 | 4,384,326 | 4,516,340 | 132,014 | |
| 合計 | 6,305,322 | 6,226,275 | 79,047 | |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | 106,355 | 38,075 | 1,080 |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 3,921,927 | 108,259 | 36,118 |
| 合計 | 4,028,282 | 146,334 | 37,198 |

当事業年度（平成26年3月31日）

| | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| (1)株式 | - | - | - |
| (2)債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3)その他 | 1,209,919 | 158,386 | 42,388 |
| 合計 | 1,209,919 | 158,386 | 42,388 |

5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) |
|------------------------------|-----------------------|
| (1)退職給付債務(千円) | 1,281,738 |
| (2)年金資産(千円) | 1,018,974 |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円) | 262,764 |
| (4)未認識数理計算上の差異(千円) | 547,641 |
| (5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円) | 42,815 |
| (6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円) | 242,061 |
| (7)前払年金費用(千円) | 410,271 |
| (8)退職給付引当金(6)-(7)(千円) | 168,209 |

3．退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|------------------------------|--|
| (1)勤務費用(千円)(注1) | 108,925 |
| (2)利息費用(千円) | 17,431 |
| (3)期待運用収益(減算)(千円) | 17,533 |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額(千円) | 86,570 |
| (5)過去勤務債務の費用処理額(千円) | 16,055 |
| (6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円) | 179,338 |
| (7)その他(千円)(注2) | 15,930 |
| (8)退職給付費用(6)+(7)(千円) | 195,268 |

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|
| (1)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (2)割引率 | 1.5% |
| (3)期待運用収益率 | 2.0% |
| (4)過去勤務債務の処理年数 | 10年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(単位:千円)

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,281,738 |
| 勤務費用 | 80,449 |
| 利息費用 | 19,226 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 91,561 |
| 退職給付の支払額 | 48,235 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,424,739 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 年金資産の期首残高 | 1,018,974 |
| 期待運用収益 | 20,379 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 70,810 |
| 事業主からの拠出額 | 78,919 |
| 退職給付の支払額 | 32,029 |
| 年金資産の期末残高 | 1,157,054 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,187,071 |
| 年金資産 | 1,157,054 |
| | 30,017 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 237,668 |
| 未積立退職給付債務 | 267,685 |
| 未認識数理計算上の差異 | 496,048 |
| 未認識過去勤務費用 | 26,759 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 201,603 |
| 退職給付引当金 | 172,959 |
| 前払年金費用 | 374,562 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 201,603 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------|---------|
| 勤務費用(注1) | 110,782 |
| 利息費用 | 19,226 |
| 期待運用収益 | 20,379 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 72,344 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 16,055 |
| 確定給付制度に係わる退職給付費用 | 165,917 |

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|----------|-------|
| 株式 | 41.3% |
| 債券 | 25.6% |
| 共同運用資産 | 18.3% |
| 生命保険一般勘定 | 11.2% |
| 現金及び預金 | 3.3% |
| 合計 | 100% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|-----------|------|
| 割引率 | 1.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|--------------|
| (平成25年3月31日) | (平成26年3月31日) |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 130,944千円 | 145,054千円 |
| 減価償却超過額 | 796 | 1,076 |
| 退職給付引当金 | 95,500 | 98,025 |
| 役員退職慰労引当金 | 28,660 | 11,300 |
| 投資有価証券評価損 | 17,589 | 12,705 |
| 非上場株式評価損 | 28,430 | 28,430 |
| 未払事業税 | 42,964 | 103,536 |
| その他 | 63,091 | 109,079 |
| 繰延税金資産小計 | 407,976 | 509,208 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 407,976 | 509,208 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 60,857 | 28,172 |
| 前払年金費用 | 146,220 | 133,494 |
| 繰延税金負債合計 | 207,078 | 161,666 |
| 繰延税金資産の純額 | 200,897 | 347,542 |

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 流動資産 - 繰延税金資産 | 192,202千円 | 283,616千円 |
| 固定資産 - 長期繰延税金資産 | 8,695 | 63,925 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成25年3月31日) | 当事業年度 (平成26年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|---|
| 法定実効税率 | 38.01% | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| (調整) | | |
| 役員給与永久に損金算入されない項目 | 0.55 | |
| 交際費等永久に損金算入されない項目 | 0.36 | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.51 | |
| 住民税均等割 | 0.16 | |
| 評価性引当額の増減 | 3.18 | |
| その他 | 0.09 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.48 | |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------|---------|--------------|-----------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------|-------|----------|
| 親会社 | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 125,167,284 | 金融商品取引業 | (被所有) 直接77.05 間接 7.91 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い | 6,343,293 | 未払手数料 | 572,094 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------|---------|--------------|-----------|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------|-------|----------|
| 親会社 | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 125,167,284 | 金融商品取引業 | (被所有) 直接77.05 間接 7.74 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い | 8,738,779 | 未払手数料 | 760,018 |

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|----------------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|----------------|----------|---------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 4,110,000 | 不動産賃貸業 | 直接 4.05 | 事務所の賃借 | 事務所の賃借 | 173,969 | 長期差入保証金 | 116,378 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000 | 情報サービス業 | なし | 計算業務の委託 | 計算委託料支払 | 91,562 | その他未払金 | 8,536 |
| | | | | | | | ハウジングサービス料支払 | 16,824 | その他未払金 | 1,472 |
| | | | | | | | メールシステムサービス料支払 | 36,000 | その他未払金 | 3,150 |

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合(%) | 関連当事 者との関 係 | 取引の 内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|----------------------------------|------------|----------------------|---------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|--------------|-----------------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社 | 東京都 中央区 | 4,110,000 | 不動産賃 貸業 | 直接 4.05 | 事務所の 賃借 | 事務所の 賃借 | 175,003 | 長期差 入保証 金 | 116,378 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テ クノロジー 株式会社 | 東京都 中央区 | 228,000 | 情報サー ビス業 | なし | 計算業務 の委託 | 計算委託 料支払 | 105,424 | その他 未払金 | 8,030 |
| | | | | | | | ハウジン グサービ ス料支払 | 16,824 | その他 未払金 | 1,472 |
| | | | | | | | メールシ ステム サービス 料支払 | 36,923 | その他 未払金 | 3,230 |
| | | | | | | | IT関連業 務支援 | 4,145 | その他 未払金 | 1,648 |

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 10,607円02銭 | 10,703円18銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 854円62銭 | 1,526円89銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) | 当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日) |
|-------------|---|---|
| 当期純利益金額(千円) | 1,553,255 | 2,769,571 |

| | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | 1,553,255 | 2,769,571 |
| 期中平均株式数(千株) | 1,817 | 1,813 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

| 当中間会計期間 | |
|--------------|------------|
| (平成26年9月30日) | |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 13,392,308 |
| 有価証券 | 4,503,686 |
| 貯蔵品 | 2,672 |
| 未収委託者報酬 | 2,835,160 |
| 未収運用受託報酬 | 84,271 |
| 繰延税金資産 | 258,726 |
| その他 | 221,068 |
| 流動資産合計 | 21,297,894 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物(純額) | 14,060 |
| 構築物(純額) | 1,547 |
| 器具・備品(純額) | 88,371 |
| リース資産(純額) | 170 |
| 有形固定資産合計 | 104,149 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 82,679 |
| ソフトウェア仮勘定 | 3,885 |
| その他 | 91 |
| 無形固定資産合計 | 86,656 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 3,596,673 |
| 前払年金費用 | 421,561 |
| その他 | 131,197 |
| 投資その他の資産合計 | 4,149,431 |
| 固定資産合計 | 4,340,237 |
| 資産合計 | 25,638,131 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

| | |
|--------------|------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| リース債務 | 754 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 175 |
| 未払償還金 | 8,852 |
| 未払手数料 | 1,372,909 |
| その他未払金 | 279,650 |
| 未払金合計 | 1,661,587 |
| 未払法人税等 | 966,772 |
| 未払消費税等 | 2 349,104 |
| 賞与引当金 | 382,000 |
| 役員賞与引当金 | 33,000 |
| その他 | 671,869 |
| 流動負債合計 | 4,065,087 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 146,778 |
| 役員退職慰労引当金 | 32,166 |
| 執行役員退職慰労引当金 | 50,916 |
| 繰延税金負債 | 32,867 |
| 固定負債合計 | 262,728 |
| 負債合計 | 4,327,816 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 2,761,700 |
| 資本剰余金合計 | 2,761,700 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 360,493 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 8,900,000 |
| 繰越利益剰余金 | 4,658,210 |
| 利益剰余金合計 | 13,918,704 |
| 自己株式 | 72,415 |
| 株主資本合計 | 21,132,288 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 178,027 |
| 評価・換算差額等合計 | 178,027 |
| 純資産合計 | 21,310,315 |
| 負債純資産合計 | 25,638,131 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

| | | |
|----------------|---|------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 16,867,457 |
| 運用受託報酬 | | 113,806 |
| 営業収益合計 | | 16,981,264 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 | 14,312,421 |
| 営業利益 | | 2,668,842 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | | 82,555 |
| 有価証券利息 | | 1,807 |
| 受取利息 | | 5,629 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1,275 |
| その他 | | 2,831 |
| 営業外収益合計 | | 94,099 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 16 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 3,071 |
| その他 | | 2,321 |
| 営業外費用合計 | | 5,410 |
| 経常利益 | | 2,757,531 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 34,225 |
| 特別利益合計 | | 34,225 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | | 1,398 |
| 投資有価証券評価損 | | 58,680 |
| その他 | | 22,227 |
| 特別損失合計 | | 82,306 |
| 税引前中間純利益 | | 2,709,450 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 961,036 |
| 法人税等調整額 | | 25,644 |
| 法人税等合計 | | 986,680 |
| 中間純利益 | | 1,722,769 |

（ 3 ） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | |
|--|-------|----------|--|
| | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
|---------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,889,165 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 46,276 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 2,935,441 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 中間純利益 | | | | | 1,722,769 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | 1,722,769 |
| 当中間期末残高 | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 8,900,000 | 4,658,210 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------------|------------|--------|------------|--------------|------------|
| | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 12,149,658 | 72,415 | 19,363,242 | 50,874 | 19,414,117 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 46,276 | | 46,276 | | 46,276 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 12,195,935 | 72,415 | 19,409,519 | 50,874 | 19,460,393 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | | - | | - |
| 中間純利益 | 1,722,769 | | 1,722,769 | | 1,722,769 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | 127,152 | 127,152 |
| 当中間期変動額合計 | 1,722,769 | - | 1,722,769 | 127,152 | 1,849,921 |
| 当中間期末残高 | 13,918,704 | 72,415 | 21,132,288 | 178,027 | 21,310,315 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 構築物 | 20年 |
| 器具備品 | 2～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

1．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

| | 当中間会計期間 (平成26年9月30日) |
|----------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 555,450千円 |

2．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 20,991千円 |
| 無形固定資産 | 11,590千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|-------|---------|----|----|----------|
|-------|---------|----|----|----------|

| | | | | |
|---------|-------|---|---|-------|
| 普通株式（株） | 9,386 | - | - | 9,386 |
|---------|-------|---|---|-------|

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 13,392,308 | 13,392,308 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 7,824,207 | 7,824,207 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,835,160 | 2,835,160 | - |
| (4) 未払手数料 | 1,372,909 | 1,372,909 | - |

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額
によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 276,151 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて
困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------------|---------|--------------------|--------------|------------|
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 2,859,109 | 2,501,935 | 357,173 |
| | 小計 | 2,859,109 | 2,501,935 | 357,173 |
| 中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 4,965,098 | 5,045,660 | 80,561 |
| | 小計 | 4,965,098 | 5,045,660 | 80,561 |
| 合計 | | 7,824,207 | 7,547,595 | 276,611 |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが
極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (平成26年9月30日) |
|-------------------------------------|-------------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11,748円57銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 21,310,315 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 21,310,315 |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 1,823,250 |
| 普通株式の自己株式数(株) | 9,386 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 1,813,864 |

| 項目 | 当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|------------------|--|
| (2) 1株当たり中間純利益金額 | 949円77銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 1,722,769 |

| | |
|--------------------|-----------|
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額（千円） | 1,722,769 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 1,813,864 |

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

株主配当に関する決議事項

| | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 2,539,409千円 |
| 1株当たり配当額 | 1,400円 |
| 基準日 | 平成26年11月26日 |
| 効力発生日 | 平成26年12月25日 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成26年9月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

| 名 称 | 資本金の額 (単位：百万円) | 事業の内容 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------------------|
| みずほ証券株式会社 | 125,167 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 藍澤證券株式会社 | 8,000 | 同上 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500 | 同上 |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 ^(注) | 6,100 | 同上 |
| フィリップ証券株式会社 | 950 | 同上 |
| 株式会社 証券ジャパン | 3,000 | 同上 |
| むさし証券株式会社 | 5,000 | 同上 |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 | 同上 |
| 三木証券株式会社 | 500 | 同上 |
| 三津井証券株式会社 | 558 | 同上 |
| 八幡証券株式会社 | 2,000 | 同上 |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794 | 同上 |
| 日本アジア証券株式会社 | 4,100 | 同上 |
| 新大垣証券株式会社 | 175 | 同上 |
| 岡安証券株式会社 | 650 | 同上 |
| いちよし証券株式会社 | 14,577 | 同上 |
| 三豊証券株式会社 | 300 | 同上 |
| 都証券株式会社 | 400 | 同上 |
| 永和証券株式会社 | 500 | 同上 |
| 六和証券株式会社 | 204 | 同上 |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215 | 同上 |

| | | |
|-------------------------|---------|-----------------------|
| 二浪証券株式会社 | 100 | 同上 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | 同上 |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 | 同上 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | 同上 |
| フィデリティ証券株式会社 | 6,332 | 同上 |
| 野村證券株式会社 | 10,000 | 同上 |
| 廣田証券株式会社 | 600 | 同上 |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270 | 同上 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | 同上 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000 | 同上 |
| 立花証券株式会社 | 6,695 | 同上 |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 1,250 | 同上 |
| エース証券株式会社 | 8,831 | 同上 |
| 株式会社東北銀行 | 13,233 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社徳島銀行 ^(注) | 11,036 | 同上 |
| 株式会社百十四銀行 | 37,322 | 同上 |
| 株式会社南日本銀行 | 16,601 | 同上 |
| 株式会社阿波銀行 | 23,452 | 同上 |
| 株式会社三重銀行 | 15,295 | 同上 |
| 株式会社東日本銀行 | 38,300 | 同上 |
| 株式会社もみじ銀行 | 87,465 | 同上 |
| 株式会社八千代銀行 | 43,734 | 同上 |
| 株式会社肥後銀行 | 18,128 | 同上 |
| 株式会社紀陽銀行 | 80,096 | 同上 |
| 株式会社北洋銀行 | 121,101 | 同上 |
| 株式会社筑波銀行 | 48,868 | 同上 |
| 株式会社山口銀行 | 10,005 | 同上 |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250 | 同上 |
| 株式会社筑邦銀行 ^(注) | 8,000 | 同上 |
| 株式会社北九州銀行 | 10,000 | 同上 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 101,994 | 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。 |

(注) ひろぎんウツミ屋証券株式会社、株式会社徳島銀行および株式会社筑邦銀行におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務

- (3) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
 - (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
 - (3) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
 - (4) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
 - (5) 委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・ 詳細情報の入手方法
 - 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
 - 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
 - (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
 - (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
 - (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
 - (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月25日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 志保 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外国債ファンドの平成26年4月16日から平成26年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外国債ファンドの平成26年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。